

第36号議案関係資料

児童福祉事業の取扱いについて

平成15年7月

鹿児島地区合併協議会

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過	番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過
1	子育て短期支援(ショートステイ)事業			×	×	×	×	B		21									
2	児童福祉施設措置費							B		22									
3	公立保育所運営事業			×	×	×		B		23									
4	児童センター運営事業		×	×	×	×		B		24									
5	保育料							B		25									
6	放課後児童健全育成事業							B		26									
7	放課後児童健全育成(市単)補助事業		×	×	×	×	×	B		27									
8	児童虐待対策事業		×	×		×	×	B		28									
9	地域子育て支援センター事業			×	×			B		29									
10	特別保育事業							B		30									
11	私立保育所補助事業		×	×		×	×	B		31									
12	乳幼児医療費助成事業							B		32									
13	母子家庭等医療費助成事業							B		33									
14	保育園児通園バス補助	×	×		×	×	×	C		34									
15	誕生祝金支給事業	×	×	×		×	×	C		35									
16	入学祝品支給事業	×	×	×		×	×	C		36									
17	すこやか子育て支援金支給事業	×	×		×	×	×	C		37									
18										38									
19										39									
20										40									

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
1 子育て短期支援(ショートステイ)事業	<p>児童を養育している家庭の保護者が疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張又は学校等の公的行事への参加等の事由によって、家庭での養育が一時的に困難となった場合、及び母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童福祉施設において一時的に養育・保護することにより、これらの児童及び母子の福祉の向上を図る。</p> <p>(委託施設) 市内の7施設 乳児院 鹿児島市立乳児院、鹿児島乳児院 児童養護施設 三州原学園、たらちね学園、 愛の聖母園、桜島学園 母子生活支援施設 千草寮</p> <p>(利用期間) 原則 7日間</p> <p>(事業実績) 平成14年度延利用人数 76人 延利用日数 675日</p> <p>(利用者負担金) 1日あたり 2歳未満児 5,500円 2歳以上児 2,850円 緊急一時保護の母親 800円 生活保護世帯等は減免有り。</p>	<p>(目的・対象者) 鹿児島市とほぼ同じ。</p> <p>(委託施設) 児童養護施設 仁風学園 母子生活支援施設 菊花寮</p> <p>(利用期間) 鹿児島市と同じ。</p> <p>(事業実績) 平成10年度に1名、その後利用なし。</p> <p>(利用者負担金) 鹿児島市と同じ。</p>	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び吉田町のみ。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
2 児童福祉施設措置費	<p>事業目的・内容 保育に欠ける児童を私立保育所で保育することにより、児童の福祉の向上を図る。</p> <p>私立保育所 55カ所 40人定員 2カ所 60人定員 8カ所 70人定員 6カ所 80人定員 7カ所 90人定員 11カ所 100人定員 4カ所 110人定員 9カ所 119人定員 1カ所 120人定員 2カ所 130人定員 3カ所 140人定員 1カ所 150人定員 1カ所 定員合計 4,959人 入所児童数合計(15.4.1)5,447人</p>	<p>事業目的・内容 保育に欠ける児童を私立保育所で保育することにより、児童の福祉の向上を図る。</p> <p>私立保育所 2カ所 60人定員 2カ所 (吉田・むれが岡) 定員合計 120人 入所児童数合計(15.4.1)109人</p>	<p>事業目的・内容 保育に欠ける児童を私立保育所で保育することにより、児童の福祉の向上を図る。</p> <p>私立保育所 1カ所 90人定員 1カ所(桜島) 定員合計 90人 入所児童数合計(15.4.1)58人</p>	<p>事業目的・内容 保育に欠ける児童を私立保育所で保育することにより、児童の福祉の向上を図る。</p> <p>私立保育所 5カ所 30人定員 1カ所 (生見) 45人定員 2カ所 (前之浜・中名) 60人定員 2カ所 (喜入・瀬々串) 定員合計 240人 入所児童数合計(15.4.1)227人</p>

(様式2) その2

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>事業目的・内容 保育に欠ける児童を私立保育所で保育することにより、児童の福祉の向上を図る。 私立保育所 2カ所 60人定員 2カ所 (松元中央・仁田尾) 定員合計 120人 入所児童数合計(15.4.1)120人</p>	<p>事業目的・内容 保育に欠ける児童を私立保育所で保育することにより、児童の福祉の向上を図る。 私立保育所 1カ所 90人定員 1カ所(郡山) 定員合計 90人 入所児童数合計(15.4.1)99人</p>	<p>降灰除去費加算については、鹿児島市及び桜島町のみ。 (15年度から鹿児島市は独自の運営費制度として10人毎の保育単価を設定。)</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>

行政制度等の調整方針(案)

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
	<p>運営費の加算について 児童用採暖費加算 10~3月まで児童用採暖費として加算 降灰除去費加算 活動火山対策特別措置法の規定に基づ く降灰防除地域に所在する保育所に降灰 除去に要する経費として加算 入所児童処遇特別加算費の加算 保育所業務の中で比較的高齢者等に適 した業務についてこれらの者を非常勤職 員として雇用した場合に加算 施設機能強化推進費の加算 総合防災対策強化事業を対象に加算 保育所事務職員雇上費の加算 事務職員雇上費の加算 主任保育士の専任加算 定員46人以上の保育所で、かつ、特別 保育事業等を複数実施する保育所に加算 ~ については希望保育所に加算</p> <p>定員の弾力化(入所円滑化) 定員の115%まで</p>	<p>運営費の加算について 鹿児島市に同じ 降灰除去費加算については適用な し</p> <p>定員の弾力化(入所円滑化) 4月1日 定員の115%まで 4月2日~定員の125%まで 年度後半(10月)~ 無制限 (最低基準の範囲内)</p>	<p>運営費の加算について 鹿児島市に同じ</p>	<p>運営費の加算について 鹿児島市に同じ 降灰除去費加算については適用な し</p> <p>定員の弾力化(入所円滑化) 4月1日 定員の115%まで 4月2日~定員の125%まで 年度後半(10月)~ 無制限 (最低基準の範囲内)</p>

(様式2) その2

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>運営費の加算について 鹿児島市に同じ 降灰除去費加算については適用なし</p> <p>定員の弾力化(入所円滑化) 4月1日 定員の115%まで 4月2日～定員の125%まで 年度後半(10月)～ 無制限 (最低基準の範囲内)</p>	<p>運営費の加算について 鹿児島市に同じ 降灰除去費加算については適用なし</p> <p>定員の弾力化(入所円滑化) 4～9月 定員の115%まで 10～3月 定員の125%まで</p>		

行政制度等の調整方針(案)

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
3 公立保育所運営事業	<p>事業目的・内容 保育に欠ける児童を市立保育所で保育することにより、児童の福祉の向上を図る。</p> <p>市立保育所 8カ所 30人定員 1カ所 60人定員 2カ所 90人定員 1カ所 120人定員 2カ所 140人定員 1カ所 150人定員 1カ所 定員合計 770人 入所児童数合計(15.4.1) 691人</p> <p>延長保育料(1時間延長) 月額2,500円 日額150円 生活保護世帯・前年分所得税 及び前年度分市民税非課税 世帯は0円</p>	<p>事業目的・内容 保育に欠ける児童を町立保育所で保育することにより、児童の福祉の向上を図る。</p> <p>町立保育所 2カ所 30人定員 1カ所(本名) 45人定員 1カ所(宮之浦) 定員合計 75人 入所児童数合計(15.4.1) 66人</p> <p>延長保育未実施 (2カ所を統合して90人定員保育所を建設し特別保育事業を充実する計画有り。)</p>	<p>該当なし。</p>	<p>該当なし。</p>

(様式2) その2

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	<p>事業目的 保育に欠ける児童を町立保育所で保育することにより、児童の福祉の向上を図る。</p> <p>町立保育所 1カ所 45人定員 1カ所(花尾) 定員合計 45人 入所児童数合計(15.4.1) 34人</p> <p>延長保育料(1時間延長) 100円/日額 生活保護世帯・前年分所得税及び前年度分市民税非課税の母子世帯等は0円</p>	鹿児島市、吉田町及び郡山町のみ。	吉田町及び郡山町の町立保育所については、合併時に鹿児島市の市立保育所として引き継ぐことを基本とし、管理運営については、現行の住民サービスの水準を低下させないことを基本に合併時まで調整するものとする。

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
4 児童センター運営事業	<p>城南児童センターと三和児童センターの管理を、鹿児島市社会福祉協議会に委託する。</p> <p>(使用料) 児童又は児童を同伴する者、こども会及びこれに類する団体並びに母親クラブ等児童の健全育成を目的として組織された団体などが、児童の健全な育成を図るために児童センターを使用するときは、使用料は無料とする。</p> <p>それ以外は、下記の使用料を前納しなければならない。 集会室及び遊戯室 1回400円 ただし、1回の使用時間は4時間以内 電灯及び電力を使用する場合は、1時間につき40円を加算する。</p> <p>(開館時間) 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(14年度利用実績) 城南児童センター 5,037人 三和児童センター 4,852人</p>	該当なし。	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)																												
松 元 町	郡 山 町																														
該当なし。	<p>郡山児童館わくわくバンドの運営を、社会福祉法人笹桐福祉会に委託する。</p> <p>(使用料) 児童又は児童を同伴する者、こども会及びこれに類する団体並びに母親クラブ等児童の健全育成を目的として組織された団体などが、児童の健全な育成を図るために児童センターを使用するときは、使用料は無料とする。 それ以外は、下記の使用料を納入しなければならない。</p> <p>1 施設 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>9時から 13時まで</th> <th>13時から 17時まで</th> <th>9時から 17時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会・ボラン ティア室</td> <td>520</td> <td>520</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td>遊戯室</td> <td>520</td> <td>520</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td>図書室</td> <td>320</td> <td>320</td> <td>640</td> </tr> <tr> <td>放課後児童ク ラブ室</td> <td>320</td> <td>320</td> <td>640</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>840</td> <td>840</td> <td>1,680</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 冷暖房装置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図書室</td> <td>1時間につき320円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(開館時間) 午前9時から午後6時まで (14年度利用実績) 8,681人</p>		9時から 13時まで	13時から 17時まで	9時から 17時まで	集会・ボラン ティア室	520	520	1,050	遊戯室	520	520	1,050	図書室	320	320	640	放課後児童ク ラブ室	320	320	640	調理室	840	840	1,680		料金	図書室	1時間につき320円	<p>鹿児島市及び郡山町のみ。 委託先、開館時間、使用料が異なる。</p>	<p>郡山町の児童館については、合併時に鹿児島市の児童センターとして引き継ぐものとし、管理運営については、鹿児島市の制度に統合することを基本に合併する年度の翌年度までに調整するものとする。</p>
	9時から 13時まで	13時から 17時まで	9時から 17時まで																												
集会・ボラン ティア室	520	520	1,050																												
遊戯室	520	520	1,050																												
図書室	320	320	640																												
放課後児童ク ラブ室	320	320	640																												
調理室	840	840	1,680																												
	料金																														
図書室	1時間につき320円																														

行政制度等の調整方針(案)

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況															
	鹿児島市			吉 田 町			桜 島 町			喜 入 町						
5 保育料	鹿児島市		吉田町		桜島町		喜入町		鹿児島市		吉田町		桜島町		喜入町	
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上
	生活保護世帯	0円	0円	生活保護世帯	0円	0円	生活保護世帯	0円	0円	生活保護世帯	0円	0円	生活保護世帯	0円	0円	0円
	市町村民税	5,200円	3,500円	市町村民税	8,000円	5,000円	市町村民税	9,000円	6,000円	市町村民税	9,000円	6,000円	市町村民税	9,000円	6,000円	6,000円
	非課税世帯	(0)	(0)	非課税世帯	(0)	(0)	非課税世帯	(0)	(0)	非課税世帯	(0)	(0)	非課税世帯	(0)	(0)	(0)
	均等割課税世帯	11,300円 (10,300)	8,700円 (7,700)	市町村民税課税世帯	17,000円 (16,000)	14,000円 (13,000)	市町村民税課税世帯	19,500円 (18,500) [25%]	16,500円 (15,500) [25%]	均等割課税世帯	17,500円 (16,500)	14,500円 (13,500)	均等割課税世帯	17,500円 (16,500)	14,500円 (13,500)	14,500円 (13,500)
	所得割課税世帯	14,500円 (13,500)	12,200円 (11,200)					14,620円 (13,870)	12,370円 (11,620)	所得割課税世帯	19,500円 (18,500)	16,500円 (15,500)	所得割課税世帯	19,500円 (18,500)	16,500円 (15,500)	16,500円 (15,500)
	所得税区分			所得税区分			所得税区分			所得税区分			所得税区分			
	24,000円未満	19,200円	16,900円	64,000円未満	23,000円	3歳児 20,000円 4歳以上 19,000円	64,000円未満	30,000円 [25%]	27,000円 [25%]	13,600円未満	25,000円	23,000円	13,600円以上 64,000円未満	30,000円	27,000円	27,000円
	24,000円以上 72,000円未満	27,100円	24,600円					22,500円	20,250円							
	72,000円以上 120,000円未満	35,500円	28,900円	64,000円以上 160,000円未満	31,000円	3歳児 29,000円 4歳以上 27,000円	64,000円以上 160,000円未満	44,500円 [30%]	41,500円 [30%]	64,000円以上 94,000円未満	35,000円	30,000円	94,000円以上 124,000円未満	39,000円	3歳児 35,000円 4歳以上 31,000円	31,000円
	120,000円以上 168,000円未満	40,800円	29,400円					31,150円	29,050円				124,000円以上 160,000円未満	42,000円	3歳児 36,000円 4歳以上 32,000円	32,000円
	168,000円以上 344,000円未満	46,500円	29,900円	160,000円以上 408,000円未満	40,000円	3歳児 36,000円 4歳以上 33,000円	160,000円以上 408,000円未満	61,000円 [30%]	58,000円 [30%]	160,000円以上 408,000円未満	43,000円	3歳児 36,000円 4歳以上 32,000円	160,000円以上 408,000円未満	43,000円	3歳児 36,000円 4歳以上 32,000円	32,000円
	344,000円以上	51,000円	30,300円	408,000円以上	50,000円	3歳児 38,000円 4歳以上 34,000円	408,000円以上	80,000円 [30%]	77,000円 [30%]	408,000円以上	43,000円	3歳児 36,000円 4歳以上 32,000円	408,000円以上	43,000円	3歳児 36,000円 4歳以上 32,000円	32,000円
								56,000円	53,900円							

(様式2) その2

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

現 況			課 題			調 整 方 針 (案)		
松 元 町		郡 山 町						
松元町		郡山町		各市町間で階層の数、所得税区分の額、保育料が異なる。 合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。				
3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上					
生活保護世帯	0円	0円	生活保護世帯				0円	0円
市町村民税	9,000円	6,000円	市町村民税				9,000円	6,000円
非課税世帯	(0)	(0)	非課税世帯				(0)	(0)
市町村民税 課税世帯	19,500円 (18,500)	16,500円 (15,500)	市町村民税 課税世帯				19,500円 (18,500)	16,500円 (15,500)
所得税区分			所得税区分					
64,000円 未満	28,500円	25,650円	64,000円 未満				27,000円	24,300円
64,000円 以上 160,000円 未満	37,820円	35,270円	64,000円 以上 160,000円 未満				36,900円	34,400円
160,000円 以上 408,000円 未満	45,750円	37,320円	160,000円 以上 408,000円 未満				45,700円	3歳児 38,600円 4歳以上 35,800円
408,000円 以上	60,000円	37,320円	408,000円 以上	60,000円	3歳児 38,600円 4歳以上 35,800円			

行政制度等の調整方針(案)

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
6 放課後児童健全育成事業	1.実施方法 公設民営 39箇所 小学校数61校 児童数32,905人 (うち1~3年生16,050人)	1.実施方法 公設民営 2箇所 民設民営 1箇所 小学校数5校 児童数878人 (うち1~3年生418人)	1.実施方法 公設民営 1箇所 小学校数2校 児童数249人 (うち1~3年生136人)	1.実施方法 民設民営 3箇所 小学校数6校 児童数811人 (うち1~3年生377人)
	2.運営方法 児童クラブ運営委員会に委託	2.運営方法 運営委員会(1箇所) 社会福祉法人(2箇所)に委託	2.運営方法 児童クラブ運営委員会に委託	2.運営方法 社会福祉法人に補助
	3.指導員配置基準 児童数10~19人 1人以上 児童数20~30人 2人 児童数31~40人 2人+1人(4・5月) 児童数41~50人 3人 児童数51人~ 3人+1人(4・5月)	3.指導員配置基準 1人以上 3箇所とも2人配置	3.指導員配置基準 児童数10~19人 2人	3.指導員配置基準 各社会福祉法人による。
	4.実施時間 平日 14時~18時 土曜日 9時~18時 夏休み等 9時~18時	4.実施時間 平日 13時~17時(1箇所) 13時~17時30分(1箇所) 13時~18時(1箇所) 土曜日 8時~19時30分(1箇所) 9時~17時(1箇所) 9時~18時(1箇所) 夏休み等 8時~19時30分(1箇所) 9時~17時(1箇所) 9時~18時(1箇所)	4.実施時間 平日 13時~18時 土曜日 9時~18時 夏休み等 9時~18時	4.実施時間 平日 12時30分~19時(2箇所) 13時~18時(1箇所) 土曜日 7時~19時(1箇所) 8時~18時(1箇所) 8時~19時(1箇所) 夏休み等 7時~19時(1箇所) 8時~18時(1箇所) 8時~19時(1箇所)
	5.保護者負担金 月額3,500円(市の歳入) 生活保護世帯、母子家庭・父子家庭の市町村民税非課税世帯など減免制度あり。 おやつ代等は、各クラブ運営委員会で月額2,000円徴収	5.保護者負担金 月額5,000~6,000円 おやつ代を含む。	5.保護者負担金 月額4,000円(町の歳入) 兄弟利用は減免制度あり。 おやつ代等は、各クラブ運営委員会で月額1,000円徴収	5.保護者負担金 月額3,000~4,000円 おやつ代を含む。 行事費等は別途徴収
	6.委託料 1クラブあたり年額 (児童数10~19人)3,312,228円 (児童数20~30人)3,589,901円 (児童数31~40人)3,856,499円 (児童数41~50人)5,079,902円 (児童数50人~)5,346,501円	6.委託料 1クラブあたり年額 (児童数10~19人)1,200,000円 (児童数20人~)1,751,000円	6.委託料 1クラブあたり年額 (児童数10~19人)2,396,000円	6.補助金 1クラブあたり年額 1,183,000円~1,502,400円 国庫補助基準額を準用

(様式2) その2

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
1.実施方法 公設民営 2箇所 小学校数4校 児童数948人 (うち1~3年生439人)	1.実施方法 民設民営 1箇所 小学校数3校 児童数523人 (うち1~3年生251人)	実施方法が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとし、運営方法については合併時まで調整を行うものとする。 合併する年度は現行どおりとする。
2.運営方法 児童クラブ運営委員会に委託	2.運営方法 社会福祉法人に委託	委託先が異なる。	
3.指導員配置基準 2人(1箇所) 3人(1箇所)	3.指導員配置基準 (登録児童35人以上)2人	配置基準が異なる。	
4.実施時間 平日 13時~18時(1箇所) 14時~18時(1箇所) 土曜日 8時~17時(1箇所) 9時~18時(1箇所) 夏休み等 8時~18時(1箇所) 9時~18時(1箇所)	4.実施時間 平日 13時~18時 土曜日 9時~18時 夏休み等 9時~18時	実施時間が異なる。	
5.保護者負担金 月額2,600~3,000円 おやつ代を含む。	5.保護者負担金 月額4,000~6,000円 おやつ代を含む。	金額が異なる。 減免制度が異なる。 歳入としての取扱が異なる。	
6.委託料 1クラブあたり年額 1,735,000円~2,699,000円 国庫補助基準額を準用	6.委託料 1クラブあたり年額 2,699,000円(上限) 国庫補助基準額を準用	委託料が異なる。	

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
7 放課後児童健全育成(市単)補助事業	<p>放課後児童健全育成事業を実施する社会福祉法人等に対して補助を行い、これらの法人等の実施を促進することにより、これらの校区の放課後児童の解消を図る。</p> <p>1. 運営主体 社会福祉法人等 6箇所</p> <p>2. 補助金 1 施設あたり年額 (児童数10~19人) 692,000円 (児童数20~30人) 1,377,000円 (児童数31~40人) 1,508,000円 (児童数41~50人) 2,062,000円 (児童数51人~) 2,193,000円</p> <p>3. 補助対象経費 放課後児童健全育成事業に要する経費のうち指導員人件費、及び施設賠償責任保険料</p> <p>4. 補助率 1/2</p>	該当なし。	該当なし。	該当なし。
8 児童虐待対策事業	<p>児童虐待の早期発見と防止等に努めるため、関係機関・団体等との連携を深めるとともに児童虐待防止についての啓発活動等の事業を行うことにより、児童の人権保護と児童の心身の健全育成に寄与することを目的とする。</p> <p>鹿児島市児童虐待防止協議会の開催 2回 30 関係機関・団体の代表者による参加で、情報交換等を行い、連携強化を図る。</p> <p>鹿児島市児童虐待防止協議会地域連絡会の開催 4回 4 保健センターの管轄地域ごとに地域の実務者の参加による連絡会を各1回、計4回開催する。</p> <p>通告、早期発見等の広報・啓発 市民のひろばに特集号を掲載、ポスターの掲示</p>	該当なし。	該当なし。	<p>児童虐待の防止に適切に対応するために、関係者によるネットワークを構築し、早期発見・早期対応のための連携を図り、児童虐待防止についての啓発活動を行うとともに具体的な虐待事例の検討を行うことによって、虐待防止に努める。</p> <p>喜入町児童虐待防止協議会の開催 年3回 (14年10月1日設置) 関係機関団体の代表等21名情報交換を行い虐待防止に努める。</p> <p>喜入町虐待防止事例検討会の開催 随時 関係機関代表者により必要に応じ検討会を行う。</p> <p>早期発見の広報・啓発 全戸へのリーフレット等の配布</p>

(様式2) その2

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び喜入町のみ。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
9 地域子育て支援センター事業	<p>事業目的 地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育需要に応じた特別保育事業等の積極的な実施・普及促進及びベビーシッターなどの地域の保育資源の情報提供等、並びに家庭的保育を行う者への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とする。</p> <p>事業内容 育児不安等についての相談指導 子育てサークル等の育成・支援 特別保育事業等の積極的な実施・普及促進の努力 ベビーシッターなど地域の保育資源の情報提供等 家庭的保育を行う者への支援</p> <p>実施施設 指定施設 2カ所（鴨池・松青）</p> <p>（指定施設は指導者（地域子育て指導者）及び担当者（補助的業務を行う子育て指導者）の2名を配置し、事業内容の～のうち3事業を実施する。鹿児島市は～を実施。）</p>	<p>事業目的 鹿児島市に同じ。</p> <p>事業内容 鹿児島市に同じ</p> <p>実施施設 小規模型指定施設 1カ所（むれが岡）</p> <p>（小規模型指定施設は指導者1名を配置し、事業内容の～のうち2事業を実施する。吉田町は～を実施。）</p>	該当なし。	該当なし。

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
10 特別保育事業	<p>延長保育促進事業 11時間の開所時間の前後において、さらに概ね、30分、1時間の延長保育を実施するもの。 1時間延長 実施保育所 52カ所</p>	<p>延長保育促進事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 1時間延長 実施保育所 2カ所</p>	<p>延長保育促進事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 自主事業での実施保育所 1カ所</p>	<p>延長保育促進事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 1時間延長 実施保育所 4カ所</p>
	<p>長時間延長保育促進基盤整備事業 11時間の開所時間の前後において、さらに概ね、2時間以上の延長保育を実施するもの。 2時間延長 実施保育所 7カ所 4時間延長 実施保育所 2カ所</p>	<p>長時間延長保育促進基盤整備事業 実施保育所なし。</p>	<p>長時間延長保育促進基盤整備事業 実施保育所なし。</p>	<p>長時間延長保育促進基盤整備事業 実施保育所なし。</p>
	<p>保育所地域活動事業 多様化する保育需要に積極的に対応するとともに、地域に開かれた社会資源として保育所の有する専門的機能を地域住民のために活用する。 実施保育所 58カ所 126事業</p>	<p>保育所地域活動事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 実施保育所 2カ所 6事業</p>	<p>保育所地域活動事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 実施保育所 1カ所 2事業</p>	<p>保育所地域活動事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 実施保育所 2カ所 6事業</p>
	<p>一時保育促進事業 専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育に対する需要に対応する。 実施保育所 17カ所</p>	<p>一時保育促進事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 実施保育所 2カ所</p>	<p>一時保育促進事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 自主事業での実施保育所 1カ所</p>	<p>一時保育促進事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 自主事業での実施保育所 5カ所</p>

(様式2) その2

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>延長保育促進事業 事業内容は鹿児島市に同じ。</p> <p>1時間延長 実施保育所 2カ所</p>	<p>延長保育促進事業 事業内容は鹿児島市に同じ。</p> <p>1時間延長 実施保育所 1カ所</p>	<p>全ての市町で実施。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。 延長保育促進事業及び休日保育事業については、自主事業で実施している保育所において国の補助基準を満たす場合は、合併する年度の翌年度から補助事業とする。 一時保育促進事業については、自主事業で実施している保育所において国の補助基準を満たし、1年以上の実績があり、ある程度の利用者が見込める場合は、合併する年度の翌年度から補助事業とする。</p>
<p>長時間延長保育促進基盤整備事業</p> <p>実施保育所なし。</p>	<p>長時間延長保育促進基盤整備事業</p> <p>実施保育所なし。</p>	<p>鹿児島市のみ。</p>	<p>乳児保育促進事業については、合併する年度の翌年度に廃止する。合併する年度は現行どおりとする。</p>
<p>保育所地域活動事業 事業内容は鹿児島市に同じ。</p> <p>実施保育所 2カ所 6事業</p>	<p>保育所地域活動事業 事業内容は鹿児島市に同じ。</p> <p>実施保育所 1カ所 2事業</p>	<p>全ての市町で実施。</p>	
<p>一時保育促進事業 事業内容は鹿児島市に同じ。</p> <p>実施保育所 1カ所</p>	<p>一時保育促進事業 事業内容は鹿児島市に同じ。</p> <p>自主事業での実施保育所 1カ所</p>	<p>全ての市町で実施しているが、桜島町、喜入町及び郡山町は、自主事業で実施。</p>	

行政制度等の調整方針(案)

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
	休日保育事業 日曜・祝日等の保護者の勤務等により 児童が保育に欠けている場合の休日保育 の需要に対応する。 自主事業での実施保育所 18カ所	休日保育事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 実施保育所 1カ所 * 委託料で支出	休日保育事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 実施保育所なし。	休日保育事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 実施保育所なし。
	障害児保育環境改善事業 障害児の保育に必要な環境整備を行う ことにより、障害児の処遇向上を図る。 実施保育所 2カ所	障害児保育環境改善事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 実施保育所なし。	障害児保育環境改善事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 実施保育所なし。	障害児保育環境改善事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 実施保育所なし。
	乳児保育促進事業 乳児保育のための保育士を配置し、年 度途中入所の需要等に対応する。 実施保育所なし。 鹿児島市では当初(平成12年度国補助制 度創設)より実施せず。	乳児保育促進事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 実施保育所なし。	乳児保育促進事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 実施保育所なし。	乳児保育促進事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 実施保育所なし。
	障害児保育事業 障害児を受け入れている保育所に対 し保育士の加配を行うことにより、障害 児の処遇向上を図る。 対象児童 特別児童扶養手当支給対象児 身障者手帳1級・2級・3級・4級 (一部)の交付児童 療育手帳A1・A2・B1の交付 児童 ・ ・ と同程度の障害があ る児童 年間延人数 624人(52人×12月)	障害児保育事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 年間延人数 36人(3人×12月)	障害児保育事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 年間延人数 48人(4人×12月)	障害児保育事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 年間延人数 24人(2人×12月)

(様式2) その2

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
休日保育事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 実施保育所なし。	休日保育事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 実施保育所なし。	鹿児島市及び吉田町で実施しているが、鹿児島市は自主事業で実施。	
障害児保育環境改善事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 実施保育所なし。	障害児保育環境改善事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 実施保育所なし。	鹿児島市のみ。	
乳児保育促進事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 実施保育所なし。	乳児保育促進事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 実施保育所 1カ所	郡山町のみ。	
障害児保育事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 年間延人数 48人(4人×12月)	障害児保育事業 事業内容は鹿児島市に同じ。 年間延人数 12人(1人×12月)	全ての市町で実施。	

行政制度等の調整方針(案)

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
11 私立保育所補助事業	<p>保育園協会研修費補助金 市保育園協会が行う研修に要する経費 市保育園協会が必要と認める研修に私立 保育所等の職員が参加するのに要する経 費 対象職員 1,011人 補助単価 19,000円 予算額 19,209千円</p> <p>保育園協会運営費補助金 市保育園協会の事務局職員人件費及び事 務費に要する経費 予算額 4,440千円</p> <p>保育材料等補助金 質の高い保育内容を確保するために必要 な保育材料に係る経費の一部に対し助成 する。 児童数 6,041人 補助単価 5,300円(1人あたり) 予算額 32,017千円</p> <p>非常勤保育士雇用等補助金 年度末や年度始の保育士の業務量が増え る期間の加配保育士の人件費の一部に助 成する。 補助単価 612,000円(1カ所あたり) 予算額 36,720千円</p> <p>冷房設備電力料金等補助金 夏場の乳幼児の健康を保持するため、冷 房設備電力料金の一部に対し助成する。 予算額 3,793千円</p>	該当なし。	該当なし。	<p>保育園児童検便検尿手数料助成 寄生虫・蟻虫・検尿 予算額 119千円</p> <p>町保育会活動運営費助成 予算額 250千円</p> <p>保育所賠償責任保険料助成 保険料単価 180円 対象人数 265人 予算額 48千円</p> <p>保育所施設充実費助成 (補正予算で計上予定)</p>

(様式2) その2

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び喜入町のみ。(補助対象、金額等が異なる。)	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
<p>軽度障害児保育補助金 軽度障害児の保育に要する経費の一部を助成する。 対象児童 身障者手帳4級(一部)・5級・6級・7級の交付児童 療育手帳B2の交付児童 ・ と同程度の障害がある児童 延対象人員 288人(24人×12月) 補助単価 37,000円 予算額 10,656千円</p> <p>週休二日制実施補助金 保育士の1週間の労働時間を40時間以下に短縮するため、国の配置基準を超えて正規保育士を雇用した場合に係る費用の一部を助成する。 予算額 106,920千円</p> <p>こどもの心が育つ保育推進事業補助金 保育所や家庭において読み聞かせの環境の充実と奨励を図る。 予算額 11,517千円</p>				

(様式2) その2

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		

行政制度等の調整方針(案)

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

項目	現況			
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町
12 乳幼児医療費助成事業	<p>制度内容 市内に住所を有する6歳未満の乳幼児の保険診療による自己負担額から、高額療養費等を控除した額に、医療機関が受給者からの申請書に証明を付す際に徴収する証明手数料の内、105円/1件までを加算した額を助成する。</p>	<p>制度内容 鹿児島市に同じ(ただし、証明手数料は100円/1件までを加算した額を助成する。)</p>	<p>制度内容 鹿児島市に同じ(ただし、証明手数料は50円/1件までを加算した額を助成する。)</p>	<p>制度内容 鹿児島市に同じ(ただし、証明手数料は50円/1件までを加算した額を助成する。)</p>
	<p>1. 助成対象年齢</p> <p>医科.....6歳未満 歯科.....6歳未満</p>	<p>1. 助成対象年齢</p> <p>鹿児島市に同じ</p>	<p>1. 助成対象年齢</p> <p>鹿児島市に同じ</p>	<p>1. 助成対象年齢</p> <p>鹿児島市に同じ</p>
	<p>2. 助成額</p> <p>市町村民税非課税世帯 全額助成 " 課税世帯(0歳児) 全額助成 " (1歳以上) 自己負担 - 2千円</p>	<p>2. 助成額</p> <p>市町村民税非課税世帯 全額助成 " 課税世帯(0歳児) 自己負担 - 3千円 " (1歳以上) 自己負担 - 3千円</p>	<p>2. 助成額</p> <p>市町村民税非課税世帯 全額助成 " 課税世帯(0歳児) 全額助成 " (1歳以上) 自己負担 - 3千円</p>	<p>2. 助成額</p> <p>市町村民税非課税世帯 全額助成 " 課税世帯(0歳児) 自己負担 - 3千円 " (1歳以上) 自己負担 - 3千円</p>
	<p>3. 証明手数料助成額の上限</p> <p>105円/1件</p>	<p>3. 証明手数料助成額の上限</p> <p>100円/1件</p>	<p>3. 証明手数料助成額の上限</p> <p>50円/1件</p>	<p>3. 証明手数料助成額の上限</p> <p>50円/1件</p>
	<p>4. 給付方法及び申請書提出先</p> <p>給付方法.....償還払い 申請書提出先.....医療機関の窓口及び市の窓口</p>	<p>4. 給付方法及び申請書提出先</p> <p>給付方法.....償還払い 申請書提出先.....町の窓口</p>	<p>4. 給付方法及び申請書提出先</p> <p>給付方法.....償還払い 申請書提出先.....町の窓口</p>	<p>4. 給付方法及び申請書提出先</p> <p>給付方法.....償還払い 申請書提出先.....町の窓口</p>
<p>5. 参考</p> <p>管内の医療機関数.....約1,100箇所</p>	<p>5. 参考</p> <p>管内の医療機関数.....6箇所</p>	<p>5. 参考</p> <p>管内の医療機関数.....3箇所</p>	<p>5. 参考</p> <p>管内の医療機関数.....12箇所</p>	

(様式2) その2

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
制度内容 鹿児島市に同じ(ただし、証明手数料は50円/1件までを加算した額を助成する。)	制度内容 鹿児島市に同じ(ただし、証明手数料は50円/1件までを加算した額を助成する。)		合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
1. 助成対象年齢 鹿児島市に同じ	1. 助成対象年齢 鹿児島市に同じ		
2. 助成額 市町村民税非課税世帯 全額助成 " 課税世帯(0歳児) 自己負担 - 3千円 " (1歳以上) 自己負担 - 3千円	2. 助成額 市町村民税非課税世帯 全額助成 " 課税世帯(0歳児) 自己負担 - 3千円 " (1歳以上) 自己負担 - 3千円	助成額が異なる。	
3. 証明手数料助成額の上限 50円/1件	3. 証明手数料助成額の上限 50円/1件	助成上限額が異なる。	
4. 給付方法及び申請書提出先 給付方法.....償還払い 申請書提出先.....町の窓口	4. 給付方法及び申請書提出先 給付方法.....償還払い 申請書提出先.....町の窓口	申請書の提出先が異なる。 (鹿児島市のみ医療機関でも申請可)	
5. 参考 管内の医療機関数.....8箇所	5. 参考 管内の医療機関数.....9箇所		

行政制度等の調整方針(案)

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
13 母子家庭等医療費助成事業	1. 助成対象者 市内に住所のある母子家庭の母 " 父子家庭の父 上記 に現に扶養されている児童	1. 助成対象者 鹿児島市に同じ。	1. 助成対象者 鹿児島市に同じ。	1. 助成対象者 鹿児島市に同じ。
	2. 助成額 保険診療による自己負担額から 高額療養費等を控除した額に医療 機関が受給者からの申請書に証明 を付する際に徴収する証明手数料 の内、105/1件までを加算した額 を助成する。	2. 助成額 鹿児島市に同じ(ただし、証明手数料 は100円/1件までを加算。)	2. 助成額 鹿児島市に同じ(ただし、証明手数料 の加算なし。)	2. 助成額 鹿児島市に同じ(ただし、証明手数料 の加算なし。)
	3. 証明手数料助成額の上限 105円/1件	3. 証明手数料助成額の上限 100円/1件	3. 証明手数料助成額の上限 0円/1件	3. 証明手数料助成額の上限 0円/1件
	4. 給付方法及び申請書提出先 給付方法.....償還払い 申請書提出先.....医療機関窓口 及び市の窓口	4. 給付方法及び申請書提出先 給付方法.....償還払い 申請書提出先.....町の窓口	4. 給付方法及び申請書提出先 給付方法.....償還払い 申請書提出先.....町の窓口	4. 給付方法及び申請書提出先 給付方法.....償還払い 申請書提出先.....町の窓口
	5. 参考 管内の医療機関数 約1,100箇所	5. 参考 管内の医療機関数..... 6 箇所	5. 参考 管内の医療機関数..... 3 箇所	5. 参考 管内の医療機関数..... 1 2 箇所

(様式2) その2

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
1. 助成対象者 鹿児島市に同じ。	1. 助成対象者 鹿児島市に同じ。		合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
2. 助成額 鹿児島市に同じ(ただし、証明手数料の加算なし。)	2. 助成額 鹿児島市に同じ(ただし、証明手数料の加算なし。)		
3. 証明手数料助成額の上限 0円 / 1件	3. 証明手数料助成額の上限 0円 / 1件	助成上限額が異なる。	
4. 給付方法及び申請書提出先 給付方法.....償還払い 申請書提出先.....町の窓口	4. 給付方法及び申請書提出先 給付方法.....償還払い 申請書提出先.....町の窓口	申請書の提出先が異なる。 (鹿児島市のみ医療機関でも申請可) 申請書提出先鹿児島市のみ医療機関でも申請可	
5. 参考 管内の医療機関数.....約8箇所	5. 参考 管内の医療機関数.....9箇所		

行政制度等の調整方針(案)

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
14 保育園児通園バス補助	該当なし。	該当なし。	保育園児が通園に町営バスを利用した場合料金を無料とし、町営バスに助成する。 予算額 2,169千円	該当なし。
15 誕生祝金支給事業	該当なし。	該当なし。	該当なし。	(目的) 本町の人口の確保及び増加を図るため、誕生祝金を支給することにより、誕生を祝福し、次代を担う子どもの健やかな成長と地域の活性化を図ることを目的とする。 (内容) 出生時に本町に住所を有する第3子以降の子について満1歳の誕生日をもって保護者に下記の金額を支給する。 第3子・4子 30万円 第5子 40万円 第6子以降 20万円
16 入学祝品支給事業	該当なし。	該当なし。	該当なし。	(目的) 乳幼児を健全に育成した保護者への苦勞に感謝し、子どもの入学を祝い支給する。 (内容) 喜入町に在住し、かつ住民基本台帳に登録され、喜入町内の小学校に入学する児童及び特殊学校に入学する児童へ、小学校の冬の標準服1着を支給する。ただし、3学期までに転入した1年生についても対象とする。

(様式2) その2

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	桜島町のみ。	合併する年度の翌年度に廃止する。 合併する年度は現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	喜入町のみ。	合併時に廃止する。 ただし、合併の日の前日までに子を出産した者は現行どおりとする。 (合併後も喜入町地域に居住していることが条件となる)
該当なし。	該当なし。	喜入町のみ。	合併時に廃止する。 ただし、合併する年度の翌年度に子が小学校に入学する者は現行どおりとする。 (合併後も喜入町地域に居住し、喜入町地域の小学校又は特殊学校に入学することが条件となる)

行政制度等の調整方針(案)

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
17 すこやか子育て支援金支給事業	該当なし。	該当なし。	<p>(目的) 子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため健やか子育て支援金を支給し、安心して子どもを産み育てることができる環境を整えるとともに多くの出生を奨励することを目的とする。</p> <p>(受給の資格等) 受給資格者は、住民基本台帳法第6条の規定により、第3子以降の子の出生前1年以上町内に居住しており、かつ桜島町の住民基本台帳に記載されている者とする。</p> <p>(支援金の支払い) 支援金の支払いは、下記に定める額により支給する。</p> <p>第3子 誕生時 10万円 1歳時 10万円 2歳時 10万円 小学校入学時 20万円</p> <p>第4子以降 誕生時 10万円 1歳時 10万円 2歳時 20万円 小学校入学時 30万円</p>	該当なし。

(様式2) その2

(26) 児童福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	桜島町のみ。	合併時に廃止する。 ただし、合併の日の前日までに子を出産した者については現行どおりとする。 (合併後も桜島町地域に居住していることが条件となる)